

木材加工設備等の導入手段の多様化と入手コストの軽減等を図り、 地域材の供給力の増大と品質の安定・向上を推進することを目的として、 木材加工設備等のリースによる導入経費の一部を助成します。

1 助成の要件

本事業の助成を受けるには、次に定める要件等を全て満たす必要があります。

1 助成の対象者

次の要件等の全てを満たす者

- ア 木材関連事業者等の組織する団体又はそこに所属している者
- イ 製材業、合板製造業、木材チップ製造業、集成材製造業、建築用木製組立 材料製造業、木材卸売業、木材販売業及び木造建築工事業を営む者



2 対象機械の範囲

木材品質測定機 (グレーディングマシン、含水率計)、マーキング装置、 集成材製造設備、モルダ、大型木材乾燥設備、CAD、CAM、自動製品 選別装置、高性能製材設備、原木自動仕分機、木材自動包装結束装置、 焼却炉、木屑焚ボイラー、木質バイオマス発電施設、木質ペレット製造 設備、単板製造設備、木材チップ製造設備、燃油使用の低減に資する電 動・ハイブリッド動力源機器 (電動フォークリフト、ハイブリッド重機・ トラック等)

※ 大型木材乾燥設備をリースする場合は別途条件があります。



3 リース物件・契約の条件

- ア リース物件は、リース会社が当該物件の製造又は販売業者等から新たに購入するものであること
- イ リース契約日が助成の決定以降であり、リース物件の引波しが令和7年3月31日までに行われること
- ウ リース期間が、木材加工設備にあっては5年以上8年以内、電動・ハイブリッド動力源機器にあっては 2年以上4年以内であること
- エ リース期間満了後のリース物件は、再リース、リース会社への返還又は廃葉されるものであること 等

2 助成額

リース料助成額 = リース物件価格×(リース期間/法定耐用年数)×1/10以内

注1 リース物件価格は消費税を除いた額

注2 リース期間は、借受者がリース物件を借り受ける日から当該リースの終了予定日までの日数を365で除した数値

(小数第3位の数字を四捨五入して小数第2位で表した数値)

3 手続きの流れ

リース料の助成申請から助成金の支払い、実施報告書の提出までの手続きは次のとおりです。

1 助成の申請

リース料の助成を希望される方(借受者)は、リース会社と連名で、リース料助成申請書を 地域木材団体経由で全国木材協同組合連合会(以下、「全木協連」という。)へ提出します。

※ この段階では、あくまで予定しているリース契約の内容等を記入してください。

2 審査・助成 決定の通知 全木協連は、学識経験者等からなる審査委員会の審査を経て、助成の可否等を決定します。また、その結果について、借受者及びリース会社に地域木材団体を経由して通知します。

※ 助成決定の通知の前にリース契約を締結した場合は助成の対象となりません。

3 契約の締結

リース契約の締結及びリース物件の納入後、借受者又はリース 会社はリース契約締結済み等報告書を全木協連に提出します。



4 助成金の請求

借受者又はリース会社は、リース助成期間中の毎年度、2月末日までにリース料助成金請求 書等を取りまとめ、全木協連に提出します。

5 助成金の支払

全木協連は、請求内容を確認し、当該年度分の助成金を3月末日までに支払います。

6 事業実施報告書 の提出 借受者は、事業実施報告書を、助成金の交付を受けた翌年度5月末日までに、地域木材団体 を経由して、全木協連に提出します。

事業の内容についての詳細は、全国木材協同組合連合会又は最寄りの地域木材団体 (都道府県木材協同組合連合会等)までお問い合わせください。



全国木材協同組合連合会

〒102-0082 東京都千代田区一番町25番地 全国町村議員会館6階 TEL:03-6261-9138 http://www.zenmokukyo.jp

